

憲法、現実に即した条文に

無職 沢崎一郎（千葉県 66）

自民党は憲法の改正をうたっているが、私はこれを歓迎する。なぜなら、憲法9条の条文には「戦力を保持しない」と書いてあるにもかかわらず、自衛隊という戦力を保持しているのは、明らかに憲法違反であるからだ。

警察予備隊から自衛隊へと衣替えして以来、憲法は自衛権を否定していないとの解釈だ。自衛隊は強化され、防衛庁は防衛省に昇格した。憲法の日本語を素直に解釈すれば、日本は戦車も戦艦も戦闘機も保持してはならない。このような状態を長らく放置してきた司法の不作為の罪は大きい。自衛隊が創設された段階で、最高裁が違憲判断をしていれば、憲法改正が必要との世論が大きく盛り上がり、政治を動かしていただろう。

現在の憲法9条は自衛権を無視した「夢物語」であり、現実の状況と共存出来ないことは明白である。憲法改正に手をつけずに温存することは、もはや限界に来ていると思う。現実の状況に即した条文でなければならない。このような状況に際しても、司法が静観しているのは理解できない。

2013/09/03 朝日新聞 「声」

現実が不戦憲法を裏切った

作家 森村誠一（東京都 80）

声欄（3日）の改憲歓迎論に反対です。憲法9条が現実の状況と共存できないというご意見は、憲法が古びたのではなく、広島、長崎以下300万人を超える犠牲を払った戦争を知らない世代の人口を踏まえた現実が変わったのです。

つまり、現実が戦争の悲惨さと犠牲を忘れて悪化したのであって、憲法が時代遅れの夢物語になったわけではありません。憲法は国家、政権が暴走しないためのブレーキです。

自衛隊は軍ではありません。法理上の矛盾があったとしても、国家安全保障力として不戦憲法が最大限の妥協をし、国民感情が自衛隊と協調するようになったのです。軍人は、戦争がなければ尊重されません。国防軍に昇格すれば、戦争誘発力となり、シビリ

アンコントロールから離れて権力となることは世界の歴史が証明しています。

ポツダム宣言の精神を投影したGHQ草案を、論議を尽くし修正した上で、議会のわずかの反対のみで可決された憲法が限界にきているわけではなく、現実がタカ派政権によって操作されているのです。一代の政権の独裁によって改定すれば、日本の永久の汚点になるでしょう。

2013/09/05 朝日新聞 「声」

<2013/05/05 掲載のものが有りました>

憲法掲げ「日中不戦」訴えたい

無職 森田和夫（長野県軽井沢町 74）

かつて勤務していた高校の修学旅行で、北京を訪ねたことがある。その折、市内の高校と生徒同士がスポーツ交流、仲良く語り合った姿に、平和な時代の尊さを思い、胸が熱くなった。盧溝橋の抗日戦争記念館を参観した翌日のことだった。

旧満州国の首都新京（現長春）の大学の教壇に立ったときは、文革の嵐がさめやらぬ頃で、現地の草の根の人々と生活を共にし、苦楽を分かち合ったことが深く印象に残っている。

沖縄県・尖閣諸島問題を巡り、一部の政治家やメディアがことさらに反中・嫌中をあおろうとしている。両国の戦争のシミュレーションを特集する雑誌もある。そうした言動の底には「憲法9条」をないがしろにしようという思想があるのだろう。

しかし、軍事力によって守られる平和などありえない。戦争放棄を世界に向かって宣言した日本国憲法こそは平和の砦（とりで）であり、人類の理想である。中国のとりわけ草の根の人々に、憲法の非戦の思想を熱く語りかけていく。そのことを通して私は、日中友好の新たな取り組みを始めたいと思う。

2013/05/05 朝日新聞 「声」